

# TOPICS

ライフプランを考えるときに知っておきたい話題を取り上げて解説します

**POINT**

相続トラブルを防ぐ手段となる遺言書。利用促進を目的に、  
自筆証書遺言の作成方式が緩和され、自筆証書遺言書保管制度が創設。  
さらに死亡時の通知制度についても準備中。

## 遺言書に関する法改正。 書きやすくなった「自筆証書遺言」

昨今のコロナ禍において「万が一のことがあつたら…」と、終活や相続対策を検討する方が増えてきました。そこで、昨今の遺言書に関する法改正を踏まえ、書きやすくなった自筆証書遺言について解説します。

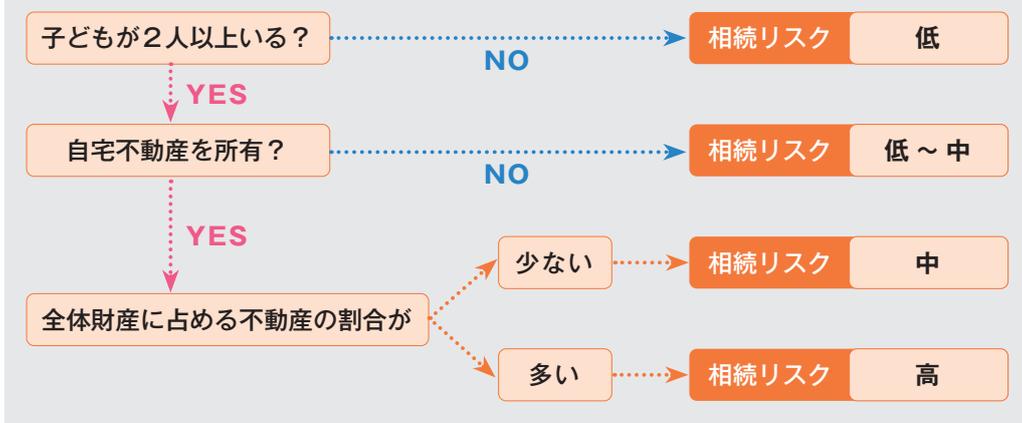
### 相続で採めやすい家族とは

「相続は採めづらいけれど、うちには関係ない」から、遺言書なんて必要ないと思われる方も多いかと思えます。ですが、本当にそうでしょうか？

例えば子どもがいない夫婦の場合、何も相続対策をしていなければ、亡くなった配偶者の親または兄弟にも、亡くなった配偶者の遺産を相続する権利があります。そのため、残された配偶者は、義理の親や兄弟との相続争いに巻き込まれてしまう可能性があります。注意が必要です。

まずは、下記の相続リスク簡易診断チャートでご自身の「相続トラブルの発生可能性」（以下、「相続リスク」といいます）を簡易的に診断してみましよう。

### 【 相続リスク簡易診断チャート 】



例えば、子どもが2人以上いて、自宅不動産以外の財産（預貯金等）があまりないという場合には、ご自身が亡くなった場合の相続で、残された家族が採める可能性が「高い」ということになります。

一方で、ご自身に兄弟がいる状況で、ご自身の親が、自宅不動産以外の財産（預貯金等）をほとんど持っていないという場合には、ご自身が、親の相続の際に、相続トラブルに巻き込まれる可能性が「高い」ということになります。

相続リスクは、「相続人の人数」と「財産（遺産）の構成」に大きく影響されます。ですから、相続人の数が多ければ多いほど、遺産全体のうち不動産の占める割合が多ければ多いほど、相続で採める可能性は高くなります。

### 遺言書を書かないとどうなる？

人が亡くなると、故人の財産の引継ぎが行われます。これが、いわゆる「相続」です。法律上、故人の財産を引継ぐことができ



弁護士・公認会計士  
伊勢田 篤史

【いせだ・あつし】  
慶応義塾大学経済学部卒業・中央大学法科大学院修了。平成16年公認会計士試験、平成25年司法試験合格。日本デジタル終活協会代表理事のほか、放送大学講師なども務める。

る人（「相続人」といいます）は、配偶者や子などといった親族に限定されています。遺言書がない場合、故人の財産（遺産）をどのように分割するかを、相続人全員で話し合っただけではなりません。

このような話し合いを「遺産分割協議」といいますが、相続人全員が納得しない限り、遺産の分割方法を決定することができません。裏を返せば、誰か1人でも納得しない相続人がいれば、遺産の分割方法を決定することができず、最悪の場合には裁判所での手続きが要求されることとなります。

### 遺言書を書くメリットは？

このように、相続人全員の合意が必要となる遺産分割協議については、家族が抱える様々な事情も加わり、相続トラブルに発展する可能性が大きいといえます。

一方で、遺言書により、遺産の分割方法を定めておけば、前述のような遺産分割協議は不要となり、相続トラブルを防ぐことが可能です。この際、遺産の分割方法については、「遺留分」（各相続人に法律で保証されている最低限の取り分）に配慮する必要があるので注意が必要です。

相続リスク簡易診断チャートで相続リスクが「中」や「高」と診断された方は、遺言書作成について検討されるとよいでしょう。

### 遺言書に関わる法改正

遺言書の利用を促進するため、令和元年7月、相続法が一部改正されるとともに、「自筆証書遺言書保管制度」が新設されました。このような法改正により、自筆証書遺言が、形式的にも、実質的にも書きやすくなりましたので、解説していきます。

### そもそも「自筆証書遺言」とは？

元々、自筆証書遺言とは、遺言作成者が、その全文、日付、氏名を自書（自筆）し、押印した遺言書とされてきました。第三者が関与することなく、無料で作成できるといふメリットはありますが、全文を自筆しなければいけない煩わしさや保

管状況による紛失や改ざんの恐れ等がデメリットとして指摘されていました。

### 自筆証書遺言の作成方式の緩和

自筆証書遺言においては「すべて自筆で書かなければならない」という厳格な方式が要求され、一言一句正確に自筆しなければならないという点が負担となり、その利用が阻害されていたと考えられてきました。

そこで、自筆証書遺言の利用を促進する観点から、自筆証書遺言に相続財産の目録を添付する場合には、各目録の毎葉（すべてのページ）に署名押印をすることを条件に、この財産の目録部分については自書することを要しないと法改正されました。ただし、目録以外の本文部分については、従前と同様、自書が必要となります。

### 「遺留分」とは

「遺留分」とは、いわば各相続人が相続できる最低保証額です。自分の相続分（実際の取り分）が、遺留分（最低保証額）に満たない場合には、他の相続人に対して、この最低保証額と実際の取り分との差額を請求することができます（「遺留分侵害額請求」といいます）。

そのため、せっかく遺言書を作成したとしても、特定の相続人すべての遺産を相続させるといった遺留分を無視した遺産分割方法を定めた場合には、取り分の少なかった相続人から取り分の多かった相続人に対し、「遺留分侵害額請求」がなされる等、相続トラブルに発展する可能性があります。

遺言書を作成する際には、その点も考慮しておきましょう。



### 相続財産の目録の作り方

相続財産の目録については、パソコンで作成する方法以外に、通帳や登記事項証明書の写しを用いることも可能です。



この法改正により、相続財産の目録をパソコン等で作成する一方で、本文部分を左記のような文言とすることで、「自筆で作成しなければならない」本文部分を最低限度に抑えて、遺言書を作成することが可能となりました。

- 遺言者は、別紙1の不動産を長男
- に相続させる。

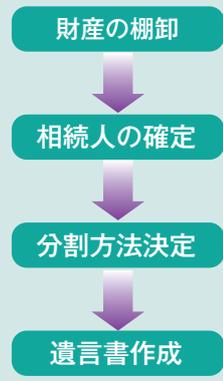
### 自筆証書遺言書保管制度の背景

従前の制度では、仮に、自筆証書遺言を作成したとしても、その保管方法次第では、遺言者自身が紛失する等により遺言書が遺言者の死亡後に発見されることなく、相続人の間で遺産分割協議が行われてしまう可能性がありました。

きちんと保管しておけばいい話じゃないかと思われるかもしれませんが、実際に作成した遺言書の内容を家族に知られたくない、そもそも遺言書を作成したことす

### 従来による自筆証書遺言

元々、自筆証書遺言を作成する場合、遺言作成者（遺言者）は、①自身の財産をすべてリストアップ（棚卸）し、②相続人の範囲を確認・確定した上で、③各相続人への分割方法を決定し、④遺言書をすべて自筆で書く必要がありました。また、遺言書作成後、遺言書は自分自身で保管し、少なくとも自身の死後に、相続人に遺言書を確認してもらう必要がありました。



ら知られたくないという方も少なくなく、「作ったところで、どう保管すればよいか分からない（から作れない）」という問題がありました。このような問題点を解消するため、自筆証書遺言書保管制度が新設されました。

### 「自筆証書遺言書保管制度」とは？

自筆証書遺言書保管制度とは、読んで字のごとく、遺言者に代わり、遺言者が作成

した自筆証書遺言を国の機関である法務局（遺言書保管所）に保管してもらう制度となります。もちろん、この制度を利用するかどうかは遺言者の自由ですので、従前のおり自分自身で遺言書を保管することも可能です。

### 遺言書を保管してもらうときの流れ

自筆証書遺言書保管制度を利用し、遺言書を保管してもらう場合、次のような流れで申請を行うこととなります。



まず、右上の囲み「従来の制度による自筆証書遺言」に書いているような方法で自筆証書遺言書を作成します。この際、遺言書の内容自体を法務局に相談することはできませんので、必要な方は弁護士等の専門家に相談するとよいでしょう。

次に、保管の申請をする法務局に、インターネットや電話等により保管申請の予約を行います。保管の申請ができる法務局は、以下のいずれかを管轄する法務局に限

られます。

① 遺言者の住所地

② 遺言者の本籍地

③ 遺言者が所有する不動産の所在地

最後に、予約した日時に遺言者自ら法務局へ行き、遺言書保管の申請手続を行うこととなります（代理人による手続は認められていません）。

その際、遺言書とともにあらかじめ記入した申請書や住民票の写し、本人確認書類等が必要となります。必要書類に不備等があると、手続ができない可能性がありますので、事前に法務局に確認をしておくようにしましょう。なお、遺言書の保管に係る申請料は3900円となります。

遺言書保管の申請手続を行う際、遺言書保管官が、自筆証書遺言書の方式（全文・日付・名前の自書、押印等）に関して外見的な確認は行ってくれます。しかし、自筆証書遺言書保管制度を利用したからといって、遺言書自体の有効性が保証されることではない点に注意が必要です。

## 遺言書保管後の取り扱いについて

### （1）遺言者が生存している場合

まず、遺言者自身は、保管中の遺言書を確認することも、遺言書を返却してもらうことも可能です。なお、保管中に住所変

更等があった場合には、遺言書保管官に対し、届け出をしなければなりません。

一方で、遺言者以外の相続人等は、遺言者の生存中、遺言書の内容を一切確認することができません。その点から、遺言者としては、安心して保管を任せることが可能となります。

### （2）遺言者が死亡した場合

遺言者が亡くなると、遺言者の相続人等は、遺言者の遺言書が保管されているかどうかを確認することができるようになります。さらに、遺言者の遺言書が存在している場合には、その内容を確認することが可能となります。

## 検認手続について

自筆証書遺言書については、遺言者の死亡後、原則として、家庭裁判所における検認手続を経る必要があります。

「検認」とは、遺言書の偽造等を防止するために、遺言書の状態を「保存」することをいいます。この検認手続については、家庭裁判所で手続を行う必要があります。その際、故人や相続人の戸籍謄本等の資料を揃えなければならず、とても面倒に感じるものです。

しかし、自筆証書遺言書保管制度を利用した自筆証書遺言については、このような

面倒な手続である「検認手続」が不要となります。これは自筆証書遺言書保管制度の大きなメリットの一つといえるでしょう。

なお、自筆証書遺言が封印されていた場合には、開封せずに家庭裁判所の検認手続を経る必要がある点に注意が必要です。

## 死亡時の通知制度について

自筆証書遺言書を作成し、自筆証書遺言書保管制度を利用したとしても、遺言者の死後、遺言書の存在が誰にも気づかれないのであれば、意味がありません。

そこで、遺言者の死後、遺言者が指定する者に対して、遺言書を保管している旨を通知することを法務局へ依頼することができる制度が現在準備されています。

その制度が施行されれば、たとえ遺言者が遺言書を書いたことを誰にも伝えなかったとしても、死亡後、相続人等に対して、遺言書の存在を通知することが可能になります。この制度については、令和3年4月以降に施行される予定です。

以上のとおり、遺言書作成方式の緩和や自筆証書遺言書保管制度の新設により、自筆証書遺言が格段に書きやすくなりました。気になる方は、この機会に自筆証書遺言書を書かれてみてはいかがでしょうか。